

- 販売代理店のうち、事業法第26条第1項第1号又は第2号(11頁参照)に掲げる電気通信役務を取り扱う者は、令和3年以降、毎年、以下の各事項を総務大臣に定期的に報告する必要があります。

※ 毎年3月末時点の状況を5月末までに報告する必要があります。

※ 報告の受付は、総務省が指定するウェブサイトでオンラインで行うことを予定しています(令和2年後半を目前に販売代理店に報告用のID等を郵送で通知する予定です)。

報告事項	報告内容
<p>① 営業所その他の事業所の所在地等</p>	<p>届出者の営業所等のうち、対面により電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行うものの名称及び所在地を報告。</p> <p>「報告事項の一つとして、「参考事項」の欄を設けていますが、ここでは、届出者において、利用者保護のために取り組んでいる事項等がある場合に、その旨を報告してください。</p> <p>※ 例えば、(一社)全国携帯電話販売代理店協会が事務局となって実施している「あんしんショップ認定制度」の認定を受けている場合には、その旨を報告。</p>
<p>② 再委託先の販売代理店</p>	<p>届出者が届出に係る媒介等の業務を再委託している場合には、以下を報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再委託先の販売代理店の名称、法人番号、連絡先及び届出番号</li> <li>○ 再委託に係る電気通信役務及び電気通信事業者の名称</li> </ul>